

審 第 1 7 5 6 号

答 申 第 5 0 9 号

平成30年11月27日

千葉県教育委員会教育長

澤川 和宏 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年10月11日付け教職第587号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第691号

平成28年7月13日付けで審査請求人から提起された、平成28年4月19日付け教
職第64号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月19日付け教職第64号による行政文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）で不開示とした情報のうち、退職情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成24年4月2日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「2011年2月県議会文教常任委員会において、県立高校の就職支援再任用教諭に関する〇〇〇〇議員の質問に対し、〇〇〇〇教職員課長（当時）は「制度のあり方も含めて検討してまいりたい」と回答したが、2012年1月27日から請求日までの間に県立高校の就職支援再任用教諭について「制度のあり方も含めて検討」した経過の判明する資料」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「職員配置内示書（平成23年度末、千葉地区分）」（以下「本件対象文書1」という。）及び「平成23年度末及び平成24年度公立高等学校職員人事異動実施細目」（以下「本件対象文書2」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書1に関して本件部分開示決定を行い、本件対象文書2に関して同年1月19日付け教職第833号による行政文書開示決定（以下「本件開示決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件部分開示決定を不服とし、平成28年7月13日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消す、との決定を求める。

2 審査請求の理由

本件部分開示決定に主に関係する千葉県情報公開条例（平成28年千葉県条例第15号による改正後のもの。以下「条例」という。）第8条第2号ただし書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）を基にしていると考えられるが、さらに遡ると、その起源は千葉県にある。

すなわち、1994年（当時は千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号））に行われた、千葉県立K高等学校のH校長の校外出張の記録に係る公文書公開請求がその発端である。

この請求に対し、実施機関は、非公開決定をした。この決定を不服とした請求者は、異議申立てを行うとともに、その決定を待たず、千葉地方裁判所に提訴した。同裁判所の判断は、「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄を除き開示せよというものであった。

この裁判は、最高裁判所にまで持ち込まれたが、東京高等裁判所も最高裁判所も（判決理由はそれぞれ異なるものの）千葉地裁同様「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄を除き開示せよという判断であった。

この間、東京高等裁判所に控訴中、千葉県は「千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例」（特例条例）を制定した。これが、「ただし書」の原型（職務遂行に係る情報の開示）であり、この原型と

次に一部を引用する最高裁判決が情報公開法制定時の重要な意味を持ったことは想像に難くない。

その最高裁判決（第三小法廷、平成10年（行ツ）第167号）の一部を以下に引用する（いうまでもなく、この引用中「本件条例」とは旧条例のことである。）。

「本件条例11条2号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。しかし、県の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号にいう「個人」に当たるとを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。本件条例は、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており（1条）、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して本件条例を解釈運用する責務を負わせている（3条）。このように、本件条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、県の公務員の職務の遂行に関する情報ということが出来る。そうすると、本件条例が、県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、これをすべて非公開とすることができるものとしているとは解し難いというべきである。」

最高裁判所は、「県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、これをすべて非公開とすることができるものとしているとは解し難い」として、「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄を除き開示せよと判断しているのである。すなわち、旅行命令票に記載された情報のうち「公務員個人の私人に関する情報」とされたのは、「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄だけなのである。

これに照らせば、職員配置内示書で「公務員個人の私事に関する情報」と言えるのは、せいぜい「職員コード」だけであろう。当該教諭らの所属や職名、また備考欄に記載されている（と思われる）勤務態様は、まさに「職務の遂行に関する情報」にはかならない。

「ただし書ハ」のない公文書公開条例ですら、このような解釈であるのに、「ただし書ハ」のある条例において、不開示情報が拡大することは許されない。

よって、職員配置内示書においては、「職員コード」を除き開示すべきである。

以上、本件部分開示決定は条例第8条第2号の適用に誤りがあり、取り消しを免れない。

3 付記

最近、「公務員個人の社会的活動としての側面」を理由として「ただし書ハ」に該当すると思われる情報を不開示とする決定がしばしば見られる。「ただし書ハ」は、上記最高裁判決にもあるとおり、「公務員個人の社会的活動としての側面を有する」ことを踏まえたうえで、「職務の遂行に関する情報」は開示せよというのがその趣旨である。ゆめゆめ解釈を誤ってはいけない。

本件部分開示決定では、異議申立てを一部認容し再決定をした後にも紆余曲折があった。不開示部分の判断に誤りがあったとする再々決定においても“塗り間違い”があり、そのたびに開示担当者が文書を持ち帰り、審査請求人が実際に開示文書を手にしたのは、2016年6月22日である。このような誤りが頻発する背景には、「ただし書ハ」の解釈をいたずらに難しくしているところに原因がある。上記最高裁判決を再度読み直し、解釈・運用を正すべきであろう。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件部分開示決定の内容について

(1) 本件請求について

実施機関は、本件請求を受け、平成24年4月23日付け教職第81号で行政文書不開示決定を行った。

平成24年5月24日付けで当該決定に対し異議申立書が提出され、平成24年6月20日付け教職第292号で当審査会に諮問したところ、平成27年8月4日

付け政法第1383号及び答申第412号で答申があった。当該答申を尊重し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項の規定により、当該決定を取り消す決定を行い、平成28年1月19日付け教職第833号で本件開示決定及び行政文書部分開示決定を行った。上記部分開示決定の不開示部分の判断に誤りがあることが判明したため、上記決定のうち一部を平成28年4月19日付け教職第63号で取り消し、本件部分開示決定を行った。

(2) 本件対象文書の特定及び内容について

本件部分開示決定の対象となる行政文書は、本件対象文書1である。

本件対象文書1は、職員の配置に関する内示を行うために、教育庁教育振興部教職員課人事室から各千葉県立高等学校長に配付した行政文書である。

2 本件部分開示決定の理由について

(1) 不開示部分について

本件対象文書1中、氏名、職員コード、所属、職名及び特定個人に関する記述は、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 職員コードについて

職員コードは、個人別に付された番号であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第8条第2号に該当し、同号ただし書に該当しない。

イ その他の不開示部分について

(ア) 条例第8条第2号本文該当性について

本件対象文書1に記載された実施機関が不開示とした部分（職員コードを除く。以下「本件不開示部分」という。）については、職員の氏名とともに一体として本件対象文書1に記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、同号本文に該当する。

(イ) 同号ただし書イ該当性について

平成23年度末の退職者の氏名、異動の内容及び新規に採用された職員の氏名については、実施機関が報道機関に公表している。一方で、再任用等の職員の氏名については、公表していない。

また、各千葉県立高等学校における職員の氏名については、千葉県文書館等に配架されている学校要覧等に掲載しており、複数年度の学校要覧等を比較することで転出入した職員の氏名を知ることができるが、再任用等の職員か否かを知ることはできない。

これらのことから、本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 同号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活及び財産を保護するために開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

(エ) 同号ただし書ハ該当性について

本件不開示部分については、公務員等に係る情報であるが、身分上の情報であって、職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

(オ) 同号ただし書ニ該当性について

本件対象文書1については、食糧費の支出に伴う懇親会、説明会等に係る情報は記録されていないため、同号ただし書ニに該当するとは認められない。

3 弁明の理由について

審査請求人は、本件不開示部分について、「当該教諭らの所属や職名、また備考欄に記載されている（と思われる）勤務態様は、まさに「職務の遂行に関する情報」にほかならない。」「条例第8条第2号の適用に誤りがある旨主張している。

しかし、上記2（2）のとおり、本件不開示部分については、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、身分上の情報であるため、条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書1を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書1について

本件対象文書1は、平成23年度末に職員の配置に関する内示を行うために、教育庁教育振興部教職員課人事室から各千葉県立高等学校長に配付する行政文書であるが、学校ごとに、校長に関する内示書（以下「校長内示書」という。）10校分及び一般職等に関する内示書（以下「一般内示書」という。）37校分が作成されている。

そして、各内示書は、転出者に関して、職名、給料、氏名、新所属・職名及び備考の各欄から、また、転入者に関して、職名、給料、氏名、旧所属・職名及び備考の各欄からなる二つの表形式で構成されている。

当審査会が本件対象文書1を見分したところ、職名欄には転出及び転入教諭等の職名が、氏名欄には転出及び転入教諭等の氏名及び職員コードが、新所属・職名欄には転出教諭等の新所属及び職名が、旧所属・職名欄には転入教諭等の旧所属及び職名が、備考欄には転出及び転入教諭等の退職情報及び勤務時間の長短を示す情報等（以下「備考欄記載情報」という。）が記載されており、給料欄には何らの記載もされていないことが認められた。

そして、本件対象文書1のうち、校長内示書においては、転出者の職員コード、新所属・職名及び備考欄記載情報並びに転入者の氏名、職員コード及び旧所属・職名を、一般内示書においては、転出者の氏名、職員コード、新所属・職名及び備考欄記載情報並びに転入者の氏名、職員コード、旧所属・職名及び備考欄記載情報を不開示としていることが認められた（上記不開示情報を以下「本件不開示情報」という。）。

実施機関は、本件不開示情報は、条例第8条第2号に該当するとして、本件部分開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示情報は、職員コードを除き、同号ただし書ハに該当するため、開示すべき旨主張している。

そこで、実施機関の本件部分開示決定の妥当性について、以下検討する。

2 条例第8条第2号本文該当性について

(1) 氏名、職員コード、所属名及び職名は、各教諭等の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当する。

(2) 備考欄記載情報は、各教諭等の個人に関する情報であるが、この情報自体では、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報は、各教諭等の身分の取扱いに係る情報であり、各教諭等の私事に関する情報であり、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第8条第2号本文後段に該当する。

3 条例第8条第2号ただし書該当性について

(1) 同号ただし書イについて

当審査会が確認したところ、以下のとおりであった。

実施機関は、報道機関に対し、平成24年4月1日付け人事異動発令を公表した。公表した内容は、高等学校校長の異動に関して、異動校長の氏名、新所属職及び旧所属職、高等学校校長の新任に関して、新任校長の氏名、新所属職及び旧所属職、高等学校校長の退職に関して、退職校長の氏名及び旧所属職、高等学校副校長の新任に関して、新任副校長の氏名、新所属職及び旧所属職、高等学校教頭の異動に関して、異動教頭の氏名、新所属職及び旧所属職、高等学校教頭の新任に関して、新任教頭の氏名、新所属職及び旧所属職、高等学校教頭の退職に関して、退職教頭の氏名、新所属職及び旧所属職、教諭及び養護教諭の異動に関して、異動教諭の氏名、新所属職及び旧所属職、教諭及び養護教諭の新規採用に関して、新規教諭の氏名及び新所属職、教諭及び養護教諭の退職に関して、退職教諭の氏名及び旧所属職、実習助手及び技術職員等の異動に関して、実習助手等の氏名、新所属職及び旧所属職、実習助手及び技術職員等の新規採用に関して、実習助手等の氏名及び新所属職、実習助手及び技術職員等の退職に関して、実習助手等の氏名及び旧所属職である。

また、学校要覧は、各県立高等学校が年度ごとに作成し、各県立高等学校及び千葉県文書館にて何人も閲覧できるものである。学校要覧に記載されている内容は各県立高等学校によって異なるが、各県立高等学校の教諭の職名及び氏名は基本的にどの学校要覧にも記載されているが、当該教諭の雇用形態に関する情報は記載されていない。

そうすると、本件不開示情報（備考欄記載情報のうち、退職情報を除く。）は、慣行として公にされている情報とはいえないため、同号ただし書イには該当しないと認められる。

他方、備考欄記載情報のうち、退職情報は、慣行として公にされている情報といえるので、同号ただし書イに該当する。

(2) 同号ただし書ロ及びニについて

本件においては、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であるという特段の事情はなく、また、食糧費の支出に伴う懇親会等に係る情報は記録されておらず、同号ただし書ロ及びニには該当しないと認められる。

(3) 同号ただし書ハについて

本件教諭等は同号ただし書ハに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）である。

しかしながら、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報をいうが、公務員等の身分の取扱いに係る情報は当該公務員等の個人情報として保護されるものであることからすると、当該公務員等の職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ハには該当しないと認められる。

(4) 以上より、本件不開示情報（備考欄記載情報のうち、退職情報を除く。）は、条例第8条第2号本文前段又は後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

他方、備考欄記載情報のうち、退職情報は、条例第8条第2号本文後段に該当するが、同号ただし書イに該当すると認められるため、開示すべきである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、実施機関は、本件不開示情報のうち、退職情報は、開示すべきである。実施機関のその余の決定は、妥当である。

6 附言

当審査会が本件対象文書1を見分したところ、教諭等の氏名が開示されている場合、他校の職員配置内示書と照合することにより、不開示部分の情報が明らかになってしまう事例が複数見受けられた。

実施機関においては、個々の情報の開示・不開示の決定をする際には、本来的に不開示とすべき情報を明確にした上で、部分開示された他の情報と照合することにより不開示とすべき情報が結果的に明らかになってしまう場合にはその開示方法に十分留意すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月11日	諮問書の受理
平成30年 5月30日	審議
平成30年 6月27日	審議
平成30年 7月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)